

第2章 裁判所

第1節 青森地方裁判所

佐藤 和広

はじめに

青森県の地方裁判所と家庭裁判所は、青森市に置かれる本庁と、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市の支部をあわせた計5ヶ所からなります。また、それにむつ市、野辺地、鱒ヶ沢を加えた計8ヶ所に、簡易裁判所が設置されています。なお、裁判官3名の合議体での審理を要する裁判は、本庁、弘前支部および八戸支部で行われます。

裁判法ゼミ津軽・十和田司法調査として、2006年9月8日に青森地方裁判所五所川原支部、9月12日に青森地方裁判所十和田支部、9月13日に青森地方裁判所（本庁）を見学しました。また、同年4月24日に、青森地方裁判所弘前支部を見学しています。以下で、青森県内の裁判所の大まかな概要と、裁判所で行っている破産手続説明会について述べた後、各裁判所について、本庁、弘前支部、五所川原支部、十和田支部の順に記していきます。

1. 青森県内の裁判所の概要

(1) 青森地方・家庭裁判所管内の各裁判所における事件担当裁判官数

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
青森地家裁	9	8	8	8	7
弘前支部	4	3	3	3	3
八戸支部	4	4	4	4	4
五所川原支部	2	2	2	2	2
十和田支部	2	1	2	2	2
青森簡裁	3	3	3	3	3
弘前簡裁	2	2	3	2	2
八戸簡裁	3	3	4	3	3
五所川原簡裁	1	1	1	1	1
十和田簡裁	1	1	3	3	3
むつ簡裁	1	1	1	1	1
野辺地簡裁	1	1	1	1	1
鱒ヶ沢簡裁	1	1	1	1	1

※計上した人数には兼務を含む。本庁には他に1人がいます

(2) 県内裁判所の裁判官以外の職員数

	所在地								合計
	青森	五所川原	弘前	八戸	十和田	むつ	野辺地	鱒ヶ沢	
平成14年	132	14	46	42	14	4	4	3	259
平成15年	128	14	47	44	14	4	3	3	257
平成16年	127	14	46	43	14	4	3	3	254
平成17年	129	14	47	41	15	4	3	3	256
平成18年	125	14	47	42	15	4	3	3	253

(3) 調査委員・司法委員・参与員

	青森	五所川原	弘前	八戸	十和田	むつ	野辺地	鱒ヶ沢	合計
民事調停委員	67	29	56	54	30	25	22	6	289
家事調停委員	59	36	52	54	30	25	22		278
司法委員	39	27	20	15	15	10	12	7	145
参与員	32	29	21	20	21	10	10		143

- ・民事調停委員の各数値は、簡易裁判所に所属する者と地方裁判所に所属し、該当簡易裁判所が所在する支部を主な勤務裁判所とするものと合わせた数値です。なお、複数の簡易裁判所に所属する者については、事件を取り扱う機会の多い裁判所の欄に計上しています。
- ・司法委員は、地方裁判所があらかじめ選任した司法委員候補の中から、簡易裁判所により、事件ごとに指定されます。内訳の数値は、主に指定を受ける簡易裁判所別の人数です。
- ・参与員は、家庭裁判所があらかじめ選任した参与員候補の中から、事件ごとに選任されます。内訳の数値は、主に指定を受ける本庁・支部・出張所別の人数です。

(4) 裁判所職員について

①裁判所書記官

法律の専門家であり、裁判所法 60 条によって固有の権限が付与されていて、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与、支払い督促の発付等を行っています。また、判例を調査したり、裁判が円滑に進行するようにコートマネージャーとして弁護士や検察官、訴訟当事者等と打ち合わせをしたりします。また、書記官が立ち会わなければ法廷を開くことが出来ないため、書記官は各裁判所に必ず配置される事になります。

②裁判所事務官

裁判所書記官の補助を行います。裁判所事務官は、裁判所書記官の補助を行う裁判部と事務全般について取り扱う事務局のどちらかに配置されて業務を行います。

③家庭裁判所調査官

家庭裁判所調査官は、夫婦や親族間の争いなどの家庭に関する問題や飛行を犯した少年に関して、事件の背後にある人間関係や環境を調査します。この調査に基づき、家庭裁判所は、これらの問題を家事調停、人事訴訟などによって解決を図ります。

④参与委員

家事審判や人事訴訟の審理・和解等に立ち会って意見を述べます。

⑤司法委員

簡易裁判所が、審理に立ち合わせてその意見を聴いたり、和解の勧告の補助をさせたりする者です。

⑥調停委員

各種調停において調停委員会を組織して調停を行う委員です。民事調停においては民事調停委員が、家事調停においては家事調停委員が、裁判官または調停官とともに調停委員会を構成して調停にあたります。

2. 裁判所の市民サービス - 多重債務について -

近年裁判所で力を入れているサービスとして、破産手続説明会があります。消費者金融などからの借金がかさみ返済が困難になり、裁判所に相談に訪れる人が多くなったため、一括で説明を行うべく、平成 14 年頃から県内 6 つの裁判所で行われるようになりました。これは、弁護士が少ないために自分で申し立てることが多い事、青森県内の経済が低迷している事に原因があると思われまます。説明会の具体的な内容は以下に示します。

【青森地方裁判所の破産手続説明会】

- ・相談内容 破産・再生・特定調停の説明及び破産申立書の記載事項の説明
- ・説明時間 毎週水曜日午前 3 時から午後 4 時 30 分
隔週金曜日午後 10 時から午前 11 時 30 分
- ・場 所 青森地方裁判所地下 1 階 道交事務室

【県内の裁判所の手続き説明会】

- ・青森地方裁判所弘前支部（破産手続）毎週木曜日午後 10 時～2 時間程度
- ・青森地方裁判所八戸支部・八戸簡易裁判所
電話 0178 - 22 - 3114（破産係）
（破産手続き）毎週火曜日午後 1 時 30 分～午後 3 時頃まで
電話 0178 - 22 - 3149, 3164（八戸簡易裁判所）
（特定調停手続）毎週火曜日午前 11 時～1 時間程度
- ・青森地方裁判所五所川原支部・五所川原簡易裁判所
（破産、個人再生及び特定調停手続）毎週火曜日午前 9 時 50 分～2 時間程度
- ・青森地方裁判所十和田支部
（破産手続）毎週木曜日午後 1 時 15 分～2 時間程度
- ・むつ簡易裁判所
（破産及び特定調停手続）毎月 2 回（不定期）木曜日午前 10 時 30 分～午前 12 時頃まで

【青森地方・簡易裁判所の受付相談センター】

裁判所で行っている債務整理のための手続のうち、どれを利用したらよいかわからないという人について、自己破産、個人再生、特定調停の 3 つの手続の特徴について説明する

ほか、特定調停の申し立てのための相談も実施しています。平成13年に立ち上げられています。その場で相談と申し込みをすることが出来ます。

・ 受付時間 午前8時30分～午後3時（土・日・祝日を除く）

・ 受付窓口 青森地方・簡易裁判所4階の簡易裁判所事務室

※破産手続だけでなく、各裁判所窓口でその他の相談にも常時乗っています

（参考：「ご存知ですか あなたのための 裁判所の窓口相談」パンフレット）

3. 青森地方裁判所について

(1) 概要

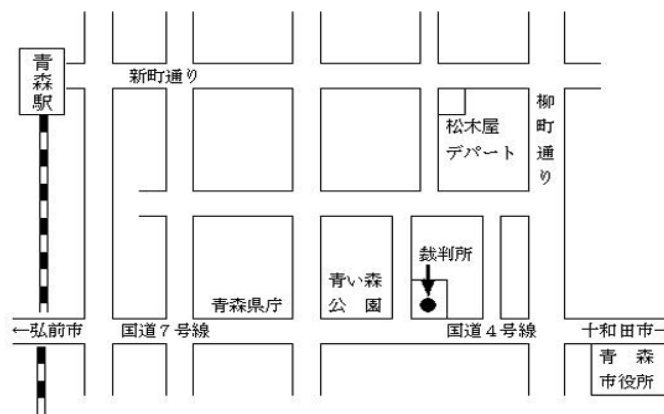
青森地方・家庭裁判所の本庁は、青森市に置かれています。合議体で審理を行う必要がある裁判を行うことが出来ます。合議体での審理を必要とする裁判は、本庁以外では弘前支部、八戸支部のみで行われます。管轄は青森市、むつ市、下北郡の内大間町、東通村、風間浦村、佐井村、東津軽郡の内平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、上北郡の内野辺地町、横浜町、六ヶ所村、東北町、七戸町です。青森市の人口は約31万人であり、管内の人口は約49万人です。

所在地：青森県青森市長島1-3-26

（青森駅から徒歩約15分）

電話番号：017-722-5351

（COURTS IN JAPAN HP より→）



(2) 沿革

明治9年9月13日 青森に青森裁判所を設置

明治10年3月29日 青森裁判所を青森から弘前に移転し、弘前裁判所と改称

明治14年12月28日 青森に青森重罪裁判所を設置し、弘前始審裁判所の管轄区域を管轄する

明治23年11月1日 函館控訴裁判所の管轄下に、青森地方裁判所を設置

明治38年3月11日 青森地方裁判所管内が宮城控訴院の管轄となる

昭和22年5月3日 青森地方裁判所管内に9簡易裁判所を設置

裁判所・概観(COURTS IN JAPAN HP より)

昭和24年1月1日 青森市に青森家庭裁判所を設置

(3) 建物、業務

司法調査で訪れた他の地方裁判所支部に比べて、非常に新しく、広いという印象を受けました。一階はロビーとなっており、二階と三階に法廷があります。法廷は8つです。二階には一号



法廷、二号法廷、三号法廷があり、三階には少年審判廷、家事審判廷があります。また、三階には家裁調査室、児童調査室があります。

一号法廷は青森県で最大の広さを誇る法廷です。主に刑事裁判を扱い、民事事件の重大な事件も取り扱う法廷です。また今年二月に裁判員制度のために改修しています。裁判官、裁判員の座る弧型のテーブルを導入し（東北では仙台について二番目に導入しています）、そのテーブルの高さも従来より 10cm 低くし、被告との視線をなるべく同じようにするように設計されています。椅子の色やテーブルの色、高さなども皆の意見で決めたそうです。傍聴席は 72 席となっています。青森県独自のつくりとして、速記官席が二つあることが挙げられます。裁判官席の後ろにはドアがあり、法廷の裏に行くことができます。ここには車椅子が入れるような仕掛けが作られており、裁判員制度の導入に向けて動き出していることが感じられました。また、ここで簡単な打ち合わせも出来るようになってきているそうです（評議については別の部屋で行うようです）。裁判官席の後ろには補充裁判員席も設けられていましたが、現在は司法修習生の座る席として利用しています。

二号法廷は主に民事裁判を行う法廷です。傍聴席は 32 席となっています。また、一号席と比べて裁判官席の椅子の背もたれが高くなっていました。裁判官席の高さも一号法廷よりは 10cm 高いことから考えると、裁判員制度においては被告に対してあまり圧力をかけないように配慮されている事がわかります。裁判官席には二つのマイクが設置されており、それぞれ録音と拡声のために用いるそうです。さらに、緊急用のブザーもありましたが、未だに使用したことはないそうです。

三号法廷はラウンド法廷です。原則非公開の争点整理手続き（弁論準備手続き）のために用いるそうです（口頭弁論は一号、二号法廷にて行います）。この時点で和解が成立することもあるようです。また、テレビ・電話会議システムが平成 10 年から導入されています。テレビ会議システムによって、例えば青森と東京といったように離れている場所においても証人尋問などを行うことが出来るようになっていきます（また、書証確認等もこのシステムによって行うことが出来ます）。この場合、証人が東京にいる場合、証人には東京地裁に赴いてもらうこととなります（テレビ会議システムは全国の本庁に導入されています）。青森では他に八戸にも導入されています。使用頻度としては二ヶ月に一度程という事でした。よって、一般的には電話会議を行うことが多いようです。東京など、青森から遠いところにいる弁護士も、東京地裁からではなく自分の事務所から打ち合わせなどをした方が効率が良いからです（電話会議システムについてはすべての支部に導入されています）。テレビ・電話会議システムの使用に関しては、遠隔地・その他の事情がなければあまり使用することが出来ません。青森県内の弁護士はおおむね出頭してくるため、それほど電話会議システムを用いることはないようです。費用としては、電話代は裁判所が、争点整理手続きの場合は裁判所が負担します。また、証人尋問時にも裁判所が費用を負担します。これらのシステムの導入は、最高裁判所が決定するそうです。

三階は家庭裁判所のフロアとなっています。また、家庭裁判所は非公開となっています。少年の事件については少年審判廷、家庭内の事件については家事審判廷で審判を行います。

少年審判廷には、裁判官席と書記官席、調停員席、少年とその保護者等が座るベンチ席が設けられていました。裁判官席、書記官席、調停員席には段差がなく、少年に対して威圧感を極力与えないようにされています。少年が座る席がベンチ席になっているのは、少

年の両親が少年の隣に座ることが出来るように配慮されているからです。また、その席の後ろもベンチ席になっており、そこには鑑別所の先生、養子縁組の親が座れるようになっていました。ベンチ席は合計三つでした。また、審判の協力者となる付添人がいることもあるそうです。付添人については弁護士資格を有する者、又は裁判所で承認された弁護士資格を有しないものができることが出来ます。この少年審判廷においては、どのようにすれば少年が更生できるのかについての決定がなされます。

また、三階には調査室もあり、ここでは家庭裁判所調査官が調査を行う場合に使用されます。調査官は青森家庭裁判所では本庁と八戸支部、弘前支部に常駐しています。少年事件については少年と親に調査室に来てもらい、家事事件については一人または複数人に来てもらうこととなります。ここで面接調査を行い、心理テストなども行います（箱庭を用いた心理テストなどを行います）。特に年少の子供を対象にする場合は児童室を用いることがあります。子供と暮らしていない親と、その子供を会わせる場所として用いることもあります。この児童室は、調査官のいる裁判所には必ず設置されています。児童室の中は、子供が特にリラックスできるような造りでした。また、箱庭も設置されていました。マジックミラーで観察できるようになっており、さらには監視カメラも設置されていました。家庭裁判所ではこのような部屋を設置している所も多いそうです。また、「法の日」にこの部屋を開放して裁判所に親しんでもらう活動もしているそうです。

(4) 構成

・裁判官

本庁の場合は全員が常駐しています。

部	係	裁判官	開廷曜日
青森地方裁判所 第二民事部	合議係	齊木教朗, 澤田久文 西山歩	毎週火曜, 金曜
	民事1係	齊木教朗	毎週木曜
	民事2係	澤田久文	毎週火曜
青森地方裁判所 刑事部	合議係	渡邊英敬, 室橋雅仁 香川礼子	毎週月曜, 火曜, 水曜
	刑事1係	渡邊英敬	毎週月曜, 火曜, 水曜, 木曜
	刑事2係	室橋雅仁	毎週月曜, 火曜, 水曜
青森家庭裁判所	人事訴訟合議係	香川徹也, 室橋雅仁 西山歩	毎週月曜
	人事訴訟係	香川徹也	毎週月曜, 木曜, 金曜
青森簡易裁判所	民事1係	石場紘一	毎週水曜, 木曜
	民事2係	三井憲人	毎週火曜, 水曜
	刑事係	樋口慎一	毎週金曜

(平成 18 年 4 月現在)

事件担当裁判官数					
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
青森地家裁	9	8	8	8	7
青森簡裁	3	3	3	3	3

※計上した人数には兼務も含まれます。また、本庁の場合はほかに所長が1人います。

→平成17年から18年にかけて一人減少しているのは中央の事情の為、理由はよく分からないそうです。職員数は検察審査会も含め（平成17年4月の時点で）、青森地方家裁本庁には11名の裁判官と129名の職員が勤務しています。

（5）裁判員制度

裁判員制度普及のために、青森地裁では月に一度市民講座を行っています。出張講義なども行っているようです。夏休みには小学生スペシャルと称して小学生を対象に模擬裁判が開かれています。この企画には、小学生の親に理解してもらおうという狙いも込められていたそうです。民放にて放映され、手ごたえはあったようです。

また、弘前、八戸で地域フォーラムも行われました。運営はほぼ裁判所が行ったそうです。この地域フォーラムでは、裁判員制度の説明、映画上映、パネルディスカッションを行いました。弘前市のパネルディスカッションでは、地元の商工会議所から2名、市役所から1名、農協から1名がパネラーとして参加し、八戸市では弘前市と違って農協ではなく漁業従事者からパネラーが選ばれました（その他は弘前市と同じ）。地域の産業の違いが反映された形です。

これらの活動により、裁判員制度という名前自体は周知されてきたようです。ただ、これからは中身の周知が必要であるとのことでした。

4. 青森地方・家庭裁判所弘前支部（弘前簡易裁判所）

（1）概要

弘前市は、弘前藩の城下町として発達し、県内でも歴史が古く、文化度の高い町です。産業の中心は農業であり、りんご、米等の生産が盛んであり、りんごの生産量については日本一になっています。また、弘前公園は桜の名所であり、毎年GW頃に弘前さくらまつりが行われて約300万人の観光客が訪れます。

管轄は、弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、南津軽郡の内藤崎町、大鰐町、田舎館村で、館内人口は33万人ほどです。

（2）沿革

- 明治10年 3月29日 青森裁判所を弘前に移転し、弘前裁判所と改称、同時に弘前区裁判所設置
- 明治14年10月 6日 弘前裁判所に代わり弘前始審裁判所設置
弘前区裁判所に代わり弘前治安裁判所を設置
- 明治23年11月 1日 明治始審裁判所に代わり青森地方所を設置し、青森町に移転する。青森地方裁判所弘前支部（甲号）を弘前市に設置し、その管轄下に弘前（旧弘前治安裁判所）、五所川原、鯉ヶ沢の3区裁判所を設置
- 大正 2年 4月 5日 五所川原、鯉ヶ沢の2区裁判所が廃止され、いずれも弘前区裁判所出張所になる
- 大正 2年12月 4日 火災により庁舎焼失
- 大正 3年10月31日 庁舎新築工事竣工（木造平屋建）
- 明治22年 5月 3日 青森地方裁判所弘前支部及び弘前簡易裁判所設置
- 昭和24年12月31日 火災により庁舎全焼
- 昭和34年 6月25日 庁舎新築工事竣工（鉄筋コンクリート造り3階建）
- 平成15年 3月25日 庁舎新築竣工

所在地：青森県弘前市下白銀町7（弘前駅からバス約15分（下土手町バス停下車））

電話番号：0172-32-4321

（COURTS IN JAPAN HP より→）

（3）建物

建物は非常に新しく清潔で、大きさもありました。県内の裁判所と比べても設



備が整っていると思います。清潔さがまず目を引きましたが、それ以外に事務室などにも驚かされました。弘前支部の事務室は扉だけでなく壁一面がガラス張りになっており（もちろん調査室などは別ですが）、中で働いている職員の方々を通路からも見る事が出来ました。非常に開放感があり、開かれた裁判所という印象を受けます。

(4) 構成

部	係	裁判官	開廷曜日	法廷
青森地方裁判所 弘前支部	民事合議係	加藤亮、佐藤英彦、 増田順平	毎週月曜、木曜	1
	民事1係	佐藤英彦	毎週水曜、金曜	1
	刑事合議係	加藤亮、佐藤英彦、 増田順平	毎週月曜、木曜	1
	刑事係	加藤亮	毎週月曜、水曜、木曜	1
青森家庭裁判所 弘前支部	人事訴訟合 議係	加藤亮、佐藤英彦、 増田順平	毎週月曜、木曜	1
	人事訴訟係	加藤亮	毎週水曜、金曜	1
弘前簡易裁判所	民事1係	芳村隆	毎週火曜、隔週木曜	2
	民事2係	土肥直樹	毎週木曜、金曜	2
	刑事1係	芳村隆	毎週月曜、水曜	2
	刑事2係	土肥直樹	毎週水曜、木曜、金曜	2

(平成 18 年 4 月現在)

事件担当裁判官数					
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
弘前支部(地家裁)	4	3	3	3	3
弘前簡裁	2	2	3	2	2

※計上した人数には兼務も含まれます

(5) 裁判員制度

弘前支部では裁判員制度のための地域フォーラムを開いたり模擬裁判を開いたりして、裁判員制度の普及に積極的に活動しています。地域フォーラムでは裁判員制度の説明、映画上映、パネルディスカッションを行いました。パネルディスカッションでは地元の商工会議所から2名、市役所から1名、農協から1名がパネラーとして参加しました。

5. 青森地方・家庭裁判所五所川原支部（五所川原簡易裁判所）について

(1) 概要

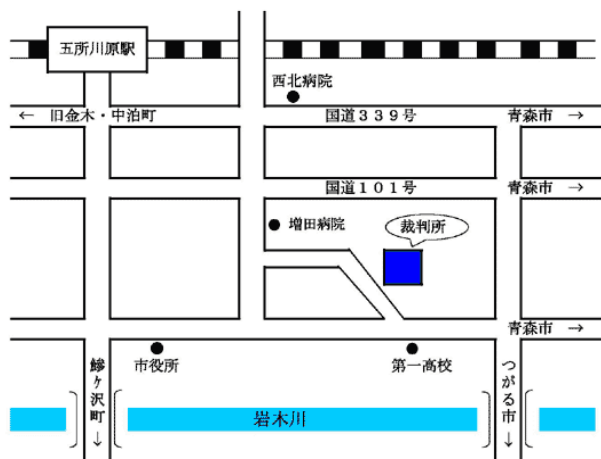
五所川原市は津軽平野の中央に位置する人口約6万人の田園都市です。産業の中心は農業で（旧金木町には）太宰治の生家があり、斜陽館という名称で保存されています。管轄は五所川原市、北津軽郡の内坂柳町、中泊市、鶴田町（ツル多はげます会で有名）、つがる市、西津軽郡の内鰐ヶ沢町、深浦市で、管内の人口は約18万人です。

所在地：青森県五所川原市字元町54（五所川原駅から徒歩約10分）

電話番号：0173-34-2927

備考：近くに公園があるだけで、非常にわかりにくい場所にある。

（COURTS IN JAPAN HP より→）



(2) 沿革

明治12年 9月10日 五所川原区裁判所設置

明治14年10月 6日 五所川原区裁判所に代わり、五所川原治安裁判所設置

大正 2年 4月 5日 五所川原区裁判所廃庁

大正 6年 7月20日 五所川原区裁判所再設置（同年9月15日開庁）

昭和32年 5月10日 現庁舎新築竣工（鉄筋コンクリート造り二階建て）

平成 4年10月15日 庁舎増築工事竣工

平成13年 3月21日 第三号法廷（ラウンドテーブル法廷）改修工事竣工

平成14年 3月14日 庁舎事務室入りロドア取替え等工事竣工

(3) 建物

裁判所への道のりは事前にある程度地図を参考にして行ったのですが、場所が非常に分かりにくく（裁判所の位置の分かりにくさを解消するために電柱に案内の掲示を取り付けているようですが）、五所川原支部に当日集合する際、道に迷って少し遅れてしまうという事態も起こってしまいました。

五所川原支部は東北六県で最も古い裁判所（昭和32年～）で、また小さな裁判所でもあります。建て替える事も検討しているようですが、土地が無いので、新しく作るのと別の場所に裁判所を作ることになり、新築工事はなかなか進まないようです。

平成14年の事務室のドア取替え等工事によって、ドアがガラス張りになり外から事務室内部が見られるように開放的になっています。最高裁から裁判所の敷居を低くするようとの通達があったためとのことです。

(4) 構成

・裁判官

部	係	裁判官	開廷曜日
青森県地方裁判所 五所川原支部	民事係	増田純平	毎週火曜 隔週月曜
	刑事係	室橋雅仁	毎週木曜 隔週金曜
青森県家庭裁判所 五所川原支部	人事訴 訟係	増田純平	毎週火曜 隔週月曜
五所川原簡易裁判所	民事係	樋口慎一	毎週月曜, 水曜
	刑事係	樋口慎一	毎週月曜

地裁以上は常駐していません。また、増田裁判官は弘前支部から、樋口裁判官は本庁からそれぞれ来ています。

(平成 18 年 4 月現在)

事件担当裁判官数					
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
五所川原支部	2	1	2	2	2
五所川原簡裁	1	1	3	3	3

※計上した人数には兼務も含まれます

(5) 業務について

五所川原支部の取り扱う事件は 2003 年にだいぶ変わっています。刑事通常一審事件についての取り扱いが極端に減っているのです。これは、拘置所が五所川原支部にないため、重大な刑事事件については弘前支部に任せている事によります。また、2003 年から弘前に検察官が常駐するようになった事も影響しています。

また、方言の取り扱いについても興味深いお話を伺いました。本来、事件の内容を調書に記す際、なるべく標準語に直して書くようにしているようですが、どうしてもニュアンスが標準語で伝えることが出来ない方言はそのまま(方言のまま)記すという事でした。

6. 青森地方・家庭裁判所十和田支部（十和田簡易裁判所）について

（1）概要

十和田市は、人口約 7 万人の田園都市です。有名な観光地として十和田湖、奥入瀬溪流が近くにあり、町並みも整理され、暮らしやすい所です。青森地方家庭裁判所十和田支部は十和田市、三沢市、上北郡のうち六戸町、おいらせ町、三戸郡のうち五戸町、新郷村と広い範囲を管轄とし、管内の人口は約 17 万人です。

所在地：青森県十和田市西二番町 1 4 - 8

（十和田市駅から徒歩約 20 分）

電話番号：0176-23-2368

（COURTS IN JAPAN より→）



（2）沿革

昭和 22 年 5 月 3 日 三本木簡易裁判

所設置（同年 12 月 20 日開庁）

昭和 32 年 5 月 1 日 十和田簡易裁判所と改称

昭和 34 年 1 月 1 日 青森地方裁判所十和田支部（乙号）設置

昭和 44 年 3 月 30 日 現庁舎新築工事竣工

平成 2 年 4 月 1 日 権限乙号廃止 単独事件を扱う

平成 5 年 12 月 13 日 庁舎屋上防水工事竣工 調停室の防音工事

平成 13 年 3 月 27 日 庁舎外壁等改修工事竣工（事務室の扉のガラス張り工事も）

平成 17 年 1 月 1 日 十和田市及び十和田湖町が合併により十和田市となる

平成 18 年 3 月 1 日 百石町及び下田町が合併によりおいらせ町となる

（3）建物

外観としては小ぢんまりとした裁判所、という印象を受けました。実際、地方裁判所支部はあまり大きくないところが多いのでしょうか。建物に入ってすぐ左側に事務室がありました。正面には待合のためのベンチが事務室の近くに設置されていました。一階には民事調停室と家事調停室があり、調停室内部には警報ブザーが設置されていました。危険な事態が発生した場合に備えるためだそうです（未だ使用したことはないそうです）。

新しい庁舎であれば話し合いを合同で行う為、裁判官室と書記官室が隣接していることが多いようですが、十和田地方裁判所では書記官室が 1 階、裁判官室が 2 階と分かれています。裁判所自体が小さいためであり、不便な点であると言えます。法廷は 2 階にあります。また、弁護士待合室も 2 階（法廷のすぐ近く）にありました。

(4) 構成

①裁判官

簡裁の裁判官（永井裁判官）は常駐しています。その他の裁判官は地方裁判所八戸支部に常駐しており、そこから十和田支部に来ています。荻原弘子裁判官は八戸支部からしばしば十和田支部に来ており（月曜・木曜日は八戸、火曜・水曜・金曜日は十和田）、裁判官の中でも傾向が分かります。

部	係	裁判官	開廷日
地裁裁判官	民事係	荻原弘子	毎週火曜
		倉成章	隔週木曜
	刑事係	荻原弘子	毎週金曜
家裁裁判官	人事訴訟係	荻原弘子	毎週火曜
簡裁裁判官	民事係	永井俊男	毎週木曜
	刑事係	永井俊男	毎週月曜

（平成18年4月現在）

事件担当裁判官数					
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
十和田支部(地家裁)	2	1	2	2	2
十和田簡裁	1	1	3	3	3

※計上した人数には兼務を含む

→簡裁の裁判官は主に永井裁判官ですが、他の裁判官が行うこともあるようです。

②その他の職員

書記官	事務官	執行官
7名	6名	1名

→公務員削減の影響も無く、増減はほとんどしていないようです。

(5) 業務について

民事調停ではサラ金調停、家事調停では離婚調停が多いそうです。調停委員は民事、家事ともに税理士や司法書士などが両方を兼任しています。弁護士は公設の事務所に勤めていてすぐにいなくなってしまう為、調停委員になってもらう事が出来ないようです。調停には裁判官が最終的に関わります。

刑事事件は少ないです（八戸に回されるため）。それにより、被告人待合室はそれほど使われなくなったそうです。

本人訴訟については弁護士がいる場合（いない場合と比較して）、大きな事件などでは訴訟の進み具合が良くなるそうです。具体的には被告の対応もしっかりしたものになったり、円満な解決が図れるようになったりするそうです。また、十和田だけの特徴ではないかも

しませんが、地方では被告の出頭率が都会に比べれば多いようです。これにより欠席判決が少ないとのことでした。

事件の種類については非常にバラエティに富んでいて様々な事件を取り扱うそうです。

裁判所書記官の役割については、裁判官が常駐していないことによって大きくなっていると言えます。本庁の場合、書記官は専門的な部分の業務しか担当しない場合もありますが、十和田支部では、法廷外の業務、主に裁判所に訪れた人の相談や調停の立会い、保全処分（差し押さえ）などを行うこともあるようです。

（６）裁判員制度普及のために

銀行や市役所などにパンフレットを設置したり、スーパーマーケットにポスターを貼ったりし、一般的な注目度を高めようとしているようです。また、裁判員制度の宣伝用のうちわ、パンフレットが裁判所内に置かれていました。

おわりに

県内 3 つの裁判所を回ってみて感じたことは、まず、本庁と支部の建物、設備の差が大きいということでした。予算や土地の事を考えると当たり前のことかもしれませんが、しかしながら支部の建物は本庁に比べて古く、小さかったように思います（五所川原支部は東北地方で最も古い建物です）。さて、建物の大きな本庁においては裁判員裁判が実施される予定ですが、裁判員候補者（50～100名）から裁判員を選定する際、その候補者の方々にどこで待っていただくかという問題を抱えています。解決方法は未だ検討中との事です。

裁判官の少なさも目立っていたように思います。特に、五所川原支部や十和田支部では地裁以上の裁判官は常駐せずに八戸などから出張してきており、裁判官の少なさを物語っています。そのために裁判所書記官の役割が重要になっている事も注目すべき点です。支部だけでなく、本庁の方でも平成 18 年に地方・家庭裁判所の裁判官が減っており、青森県の裁判官不足は深刻であると言えます。司法制度改革に伴う裁判官の増加が期待されます。

青森県の裁判所の業務として注目すべきは、債務整理の案件ではないでしょうか。裁判所では、平成 13 年頃から受付相談センターを設置したり破産手続説明会を開いたりして、力を入れて取り組んでいます。しかし、この問題は青森県の経済力にも密接に結びついており、裁判所の力だけで何とかなるものではないとも思われます。

今回の調査では、裁判所の職員の方にとっても親切、丁寧に裁判所内部を案内していただきました。また、我々の質問にも快く答えていただいた事には非常に感謝しています（青森地裁本庁、弘前支部および十和田支部を見学した際は、いずれも法廷傍聴後、裁判官の方から予定になかった質疑の時間まで設けていただきました）。裁判員裁判の開始に伴って市民に身近になる裁判所を、より親しみやすくしようという意気込みが伝わってきました。